

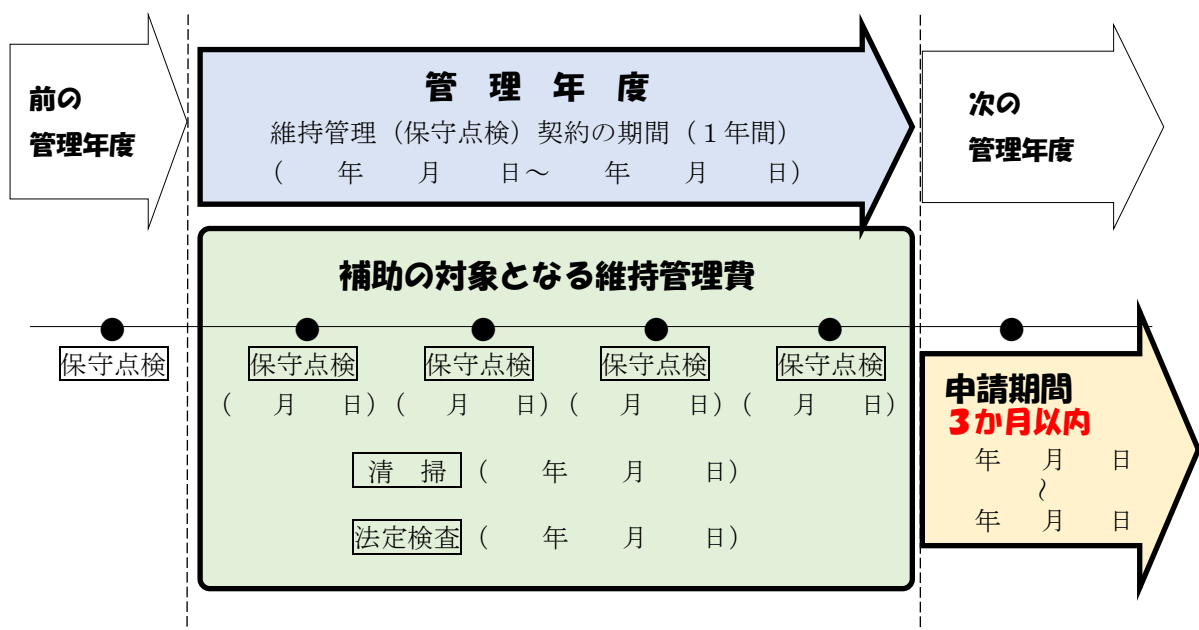
# 合併処理浄化槽維持管理費補助金の対象となる維持管理費と申請期間について

補助金の対象は、維持管理（保守点検）契約などの1年間の期間（管理年度と言います。）に行った維持管理（**保守点検**、**清掃**、**法定検査**）の費用です。

維持管理（保守点検）契約書などで契約期間をご確認ください。期間の明示がない場合は、契約締結日からの1年間が管理年度になります。

また、申請期間は管理年度の満了後3か月以内です。申請期間を過ぎてしまった場合は、その管理年度の維持管理費は補助金の申請ができなくなりますのでご注意ください。

**※ 下の図に管理年度の期間や維持管理の実施日を記入して、対象となる維持管理費や申請期間をご確認ください。**



## 例 契約期間が、9月15日から9月14日までの場合

**前年9月15日から当年9月14日まで**に行った維持管理の費用が補助金の対象となります。**当年9月15日から12月14日まで**に申請してください。

